

集合狂犬病予防注射を実施します！

犬の登録は生涯に一度狂犬病予防注射は毎年1回

生活環境エコタウン課 ☎ 581・2121 内線 221・222

生後3カ月以上の犬の飼い主には、登録(生涯有効)と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。次の日程で、犬の登録と狂犬病予防注射が同時にできる「集合狂犬病予防注射」を実施します。

未登録の犬

生活環境エコタウン課、または町公式ホームページで「犬の登録申請書」「狂犬病予防注射済票交付申請書」を取得し、必要事項を記入の上、会場へ提出してください。

登録済みの犬

4月上旬にはがき(通知)を送付します。通知裏面の問診票に必要事項を記入の上、会場へ提出してください。

※動物病院で注射を受けた場合は、注射済の証明書(原本)を発行してもらい生活環境エコタウン課で注射済票の交付を受けてください。

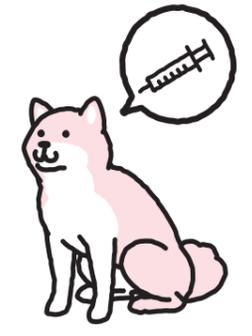
集合狂犬病予防注射日程

月日(曜日)	時間	会場
4月7日(火)	9:30~10:30	桜沢コミュニティセンター
	11:10~12:30	JAふかや用土プラザ
4月8日(水)	9:30~11:30	JAふかや男衾プラザ
	12:00~13:00	鉢形財産区会館
4月9日(木)	9:30~10:50	寄居運動公園駐車場
	11:20~11:40	生涯学舎「やまとびあ風布」前
	12:10~13:10	総合体育館・アタゴ記念館

※かみつき事故防止のため、犬が暴れてもしっかりコントロールできる方がお連れください。

手数料

内容	登録済の犬	未登録の犬
登録手数料	-	3,000円
注射済票交付手数料	550円	550円
集合狂犬病予防注射料	2,950円	2,950円
合計	3,500円	6,500円



犬の飼育についてのお願い

▼適正な飼育にご協力ください

犬の放し飼いによる、かみつき事故や交通事故等が発生しています。飼い主の方は次のことを守って正しく飼いましゅう。

- 犬はつないで飼うこと(放し飼いは禁止)
- 犬のふん尿の片付けは飼い主がきちんと行うこと
- 散歩のときはリードを付けること
- 犬の首輪に鑑札・狂犬病予防注射済票等、迷子札を付けておくこと

▼飼い犬が迷子になったら

飼い犬が迷子になったら、すぐに熊谷保健所 ☎ 523・2811、寄居警察署 ☎ 581・0110へ連絡してください。

▼迷い犬を保護したら

熊谷保健所に連絡し、保護したときの状況や犬の状態についてお知らせください。

ご活用ください！ 高校生等に対する修学資金給与制度

町では、町内在住で、修学の意欲を有しながら経済的な理由により高等学校等での修学が困難な方を対象に、修学に必要な資金の一部を給与します。

▼対象/次のいずれにも該当する方

- ①生年月日が平成23年4月1日以前
- ②令和6年4月1日以降に高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部に入學し、在学中で、在学期間が3年以内
- ③町内に引き続き6カ月以上住んでいる
- ④正規の修業年限の勉学に耐えられる性行の善良な者で、経済的な理由により学資の支出が困難な世帯の高校生等

対象となる世帯の例

- 生活保護受給世帯
 - 『生活保護法』による保護が停止または廃止となった世帯
 - 町民税が非課税の世帯
 - 『児童扶養手当法』による児童扶養手当を受給している世帯
 - 家計が急変した世帯
- ※このほかにも給与を受けられる場合があります。詳細はお問い合わせください。

▼修学金の額/月額5000円

※認定月からの給与となります。

▼申請方法等/次の書類を教育総務課へ提出してください。

- ①修学資金給与申請書
 - ②在学等証明書(町で定めた様式のもの)
 - ③経済的な理由で修学困難なことが証明できる公的文書(例:生活保護受給証明書、児童扶養手当証書など)の写し等
- ※①と②は、町公式ホームページまたは教育総務課の窓口で取得できます。

▼認定について

- 4月分からの認定を希望する場合
4月30日(木)までに必要書類(在学証明書は4月1日以降に発行されたもの)を提出してください。
- 5月分以降の認定について
15日までに必要書類を提出した場合
は申請月から認定対象
16日以降に必要な書類を提出した場合
は翌月分から認定対象
※申請は随時受け付けていますが、受付日によって認定月が異なります。
☎教育総務課
☎581・2121 内線 511

ご活用ください！ 高齢者福祉タクシー 利用料助成制度

町では、高齢者の方がタクシー(町と協定を締結している事業者のタクシー)を利用した場合、初乗り料金を助成しています。この制度を利用するには事前に登録が必要です。

▼対象/町内に住所を有する在宅の高齢者で、町民税非課税世帯のうち次の

- ①〜③のいずれかに該当する方
- ①75歳以上のひとり暮らしで『介護保険法』の要介護または要支援に認定されている方
- ②75歳以上の高齢者のみの世帯で『介護保険法』の要介護または要支援に認定されている方
- ③65歳以上で自動車運転免許証を自主返納した方

▼登録方法/介護保険被保険者証をお持ちの上、福祉課で手続きしてください(③の方は、運転免許証の取消通知書をお持ちください)。

※既に登録されている方には、3月下旬に交付申請についての案内を送付します。内容をご確認の上、申請書を福祉課へ提出してください。
☎福祉課 ☎581・2121
内線 123・124

健康ひろば

4月の保健事業

☎健康づくり課 ☎581・2121 内線 214・216

こころの健康相談 要事前予約

日時	23日(木)10:00~11:00
場所	役場2階 健康づくり課
対象	こころの健康について悩みをお持ちの方、その家族および関係者

ふるさと健康体操 生活習慣病予防軽運動教室

日	2日、16日、30日 (第1・3・5木曜日)	日	13日、27日 (第2・4月曜日)
時間	10:00~11:00	時間	13:30~14:30
場所	勤労福祉センター (よりの会館) 3階スポーツ レクリエーション室	場所	男衾 コミュニティセンター 多目的ホール

持ち物 運動しやすい服装、水分補給ができるもの、上履き
※全日、自主活動日となります。